

自治会ハンドブック

令和7年度版

つながっていこう



武蔵村山市

はじめに

武蔵村山市には、一定の区域の住民の皆さんが自分の地域のことを考え、住みよいまちにするために自主的に組織した54の自治会があります（令和7年5月1日現在）。

しかし最近では、少子高齢化が進む中で人々の意識や生活様式が多様化し、地域の結束力が弱まり、自治会の会員数は減少する一方です。地域の様々な課題を解決するためには、行政の力に頼るだけでなく、地域の皆さんと行政が互いに協力し合うことが必要です。

そこで、互いに支え合いながら、安全で安心して暮らせるまちづくりのために、自治会がその活動を通して今後一層重要な役割を果たしていくことが期待されます。

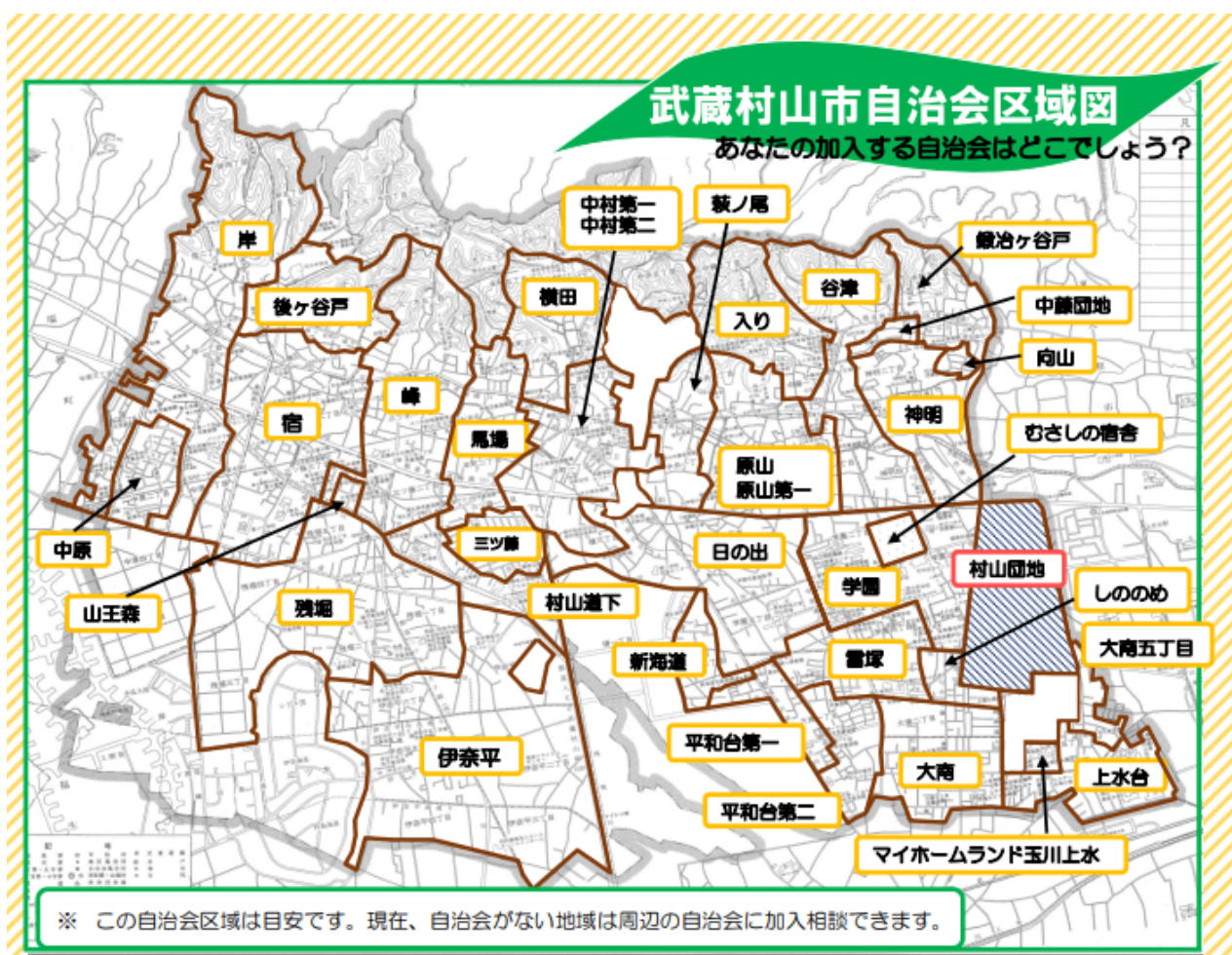
このハンドブックは、自治会に対する支援を周知し、自治会活動が活性化することを願って作成したものです。市ホームページにも掲載してありますので活用してください。

[トップページ](#) > [くらし](#) > [市民協働・国際交流・男女共同参画](#) > [自治会](#)

（ページ番号：1000382）



<https://www.city.musashimurayama.lg.jp/kurashi/shimin/jichikai/index.html>



ハンドブック索引

❖第1章【自治会の役割】

①自治会とは	
①自治会・自治会役員の役割	p 2
②自治会連合会	p 3
③認可地縁団体（法人化）	p 4
②主な活動	
①行事予定（事例）	p 5
②自主防災と自主防犯	p 6
③市からの依頼（回覧と各種委員）	p 9

❖第2章【自治会への補助・サポート】

①自治会連合会の補助・サポート		
	○自治会員カード	p 12
②市からの補助・サポート		
1 補助金	①自治会活動費補助金	p 13
	②自治会集会所建設費等補助金	p 17
	③資源回収奨励金	p 19
2 物品 レンタル	①AED	p 21
	②草刈機	
	③太鼓・もちつき用具	p 22
	④綿菓子機・ポップコーン機	p 23
3 保険	○武蔵村山市市民活動補償制度	p 24
4 その他	①市の掲示板の利用	p 25
	②自治会加入促進	p 26
③東京都からの補助・サポート		
1 補助金	○地域の底力発展事業助成	p 28
2 講師派遣 ・支援	①講師おまかせスマホ教室	p 29
	②まちの応援プロボノチーム・まちの情報発信講座	

🌸第3章【参考】

①自治会情報メール	p 3 2
②個人情報の保護等	p 3 3
③市役所の連絡先	p 3 4

✿第1章【自治会の役割】

①自治会とは

①自治会・自治会役員の役割

自治会とは
地域の皆さんが「住みやすい地域をつくる」ために自主的に組織された団体です。

1. 自治会の役割

ご近所のお付き合いから生まれる「ご近所力」を、親睦行事や地域の美化活動を通じて「地域の絆」に広げることが、自治会の重要な役割です。

同じ自治会の会員は、地域の状況や問題点を共有する同じ地域にお住まいの方同士です。年代を超えて生まれる「地域の絆」は、近年頻発している災害時に、特に大きなチカラを発揮しています。

2. 役員の役割分担

各自治会には、会長・副会長・会計・監査などの役割分担があります。

令和6年5月～6月の市民意識調査の結果によると、自治会に加入しない理由で3番目に多かったのが「いずれ役員等を務めることになり面倒である」というものでした。

少子高齢化や生活様式の多様化など、様々な背景による調査結果ではありますが、地域の皆さんが、役員の役割を分担されることは、「更に強力な地域の絆」となり、【いざ！】という時に頼りになる知人を得るチャンスでもあります。

②自治会連合会

一人より二人、単独自治会より連合体のように、多くの人々が協力、共働することで、親睦を深めるための行事や環境をよくするための活動、各自治会に共通した課題に対応するための活動が、より大きな効果を持つことになり、安全・安心な地域生活を送ることができるようになります。

令和7年5月1日現在、市内全54自治会のうち、33自治会が武蔵村山市自治会連合会に加盟しています。

都営村山団地以外（35）		都営村山団地（19）
◎ 鍛冶ヶ谷戸	◎ 残堀	都営村山団地第二ブロック
◎ 谷津	◎ 伊奈平	第6ブロック
◎ 入り	◎ 岸	武蔵村山第8ブロック
向山	◎ 中原	村山団地第11ブロック
◎ 神明	◎ 日の出	12ブロック
中藤団地	◎ 新海道	1101
◎ 原山	◎ 雷塚	1110号棟
◎ 原山第一	◎ 学園	1111号棟
◎ 萩ノ尾	◎ むさしの宿舎	1112
◎ 中村第一	◎ しののめ	42号館
◎ 中村第二	◎ 平和台第一	緑が丘第一
◎ 馬場	◎ 平和台第二	緑が丘第二
◎ 横田	◎ 大南	緑ヶ丘第三
◎ 三ツ藤	◎ マイホームランド玉川上水	緑が丘第5
◎ 村山道下	◎ 上水台	緑が丘第六
◎ 山王森	◎ 大南五丁目	緑が丘第7
◎ 峰		緑が丘第8
◎ 後ヶ谷戸		緑が丘第九
◎ 宿		都営村山アパート緑が丘第11

※武蔵村山市自治会連合会には、◎印の自治会が加盟（33自治会）



③認可地縁団体（法人化）

●協働推進課（市役所2階 内線243）

1. 自治会の法人化

自治会が保有する不動産は、自治会長や昔の自治会員の名義になっていることがあり、不動産の名義変更や相続、処分が発生した際に、円滑な手続を行えない可能性があります。

こうした問題に対処するために、自治会が法人格を取得することが必要になります。

令和3年11月26日施行の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第11次地方分権一括法）による地方自治法の改正により、不動産の保有の有無にかかわらず、地域的な共同生活を円滑に行うために、法人格を取得することが可能になりました。

2. 法人化の要件

自治会が法人格を得るには、市長の認可が必要であり、認可要件は以下のとおりです。市長の認可を受けると、「認可地縁団体」となります。

- ① 自治会の区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理など、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- ② 自治会の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- ③ 自治会の区域に住所がある全ての個人は、構成員となることができ、その相当数の者が現に構成員となっていること。
- ④ 規約を定めていること。

《規約に定める事項（法定事項）》

- | | | | |
|---------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------|
| ☐ 目的 | ☐ 名称 | ☐ 区域 | ☐ 主たる事務所の所在地 |
| ☐ 構成員の資格に関する事項 | ☐ 代表者に関する事項 | ☐ 会議に関する事項 | |
| ☐ 資産に関する事項 | | | |

＊ 法人化をお考えの自治会は、協働推進課にご相談ください。

＊ 令和7年5月1日現在、市内では10自治会が法人化しています。

②主な活動

①行事予定（事例）

1. 自主事業

各種イベント（事例）

各自治会では、安心して楽しく暮らせるまちを目指して、工夫を凝らした様々なイベントを行っています。自治会員の親睦を深めるための活動や地域の美化を守る活動、地域の方々の安全を守る活動があります。

各自治会の年間の予定行事の一部ですので、参考にしてください。

春

- ・ 4月 桜まつり・花見・進級入学祝
- ・ 5月 バーベキュー・クリーン作戦・グラウンドゴルフ大会・歩け歩け大会
- ・ 6月 資源回収・茶話会



夏

- ・ 7月 子供神輿・夕涼み会・交通防犯映画会・ラジオ体操・ジャガイモ掘り
- ・ 8月 納涼盆踊り大会・花火大会・防犯パトロール
- ・ 9月 長寿祝・防災訓練・公園の除草・ブドウ狩り・親睦旅行



秋

- ・ 10月 スポレク大会・村山デエダラまつり参加
- ・ 11月 芋煮会・茶話会・みかん狩り・グラウンドゴルフ大会
- ・ 12月 市民駅伝大会参加・年末美化活動・年末パトロール



冬

- ・ 1月 餅つき大会・キンボール大会
- ・ 2月 節分祭
- ・ 3月 救命講習会・防災訓練



②自主防災と自主防犯

●防災安全課（市役所3階 内線332・334）

自主防災組織

平常時には、防災訓練や防災設備の点検などの災害予防活動を行い、地震、台風などの災害時には、地域住民が一致団結して消火や避難誘導などの防災活動に当たり被害を最小限度に食い止めるなど、地域全体の安全のために活動する組織です。

地域の中に自主防災組織があることで、防災意識の向上や地域ぐるみの連帯感が高まり、迅速で的確な防災活動と地域全体の安全を保つことができます。

防災の3原則

- ☐ 自分の安全は、自分自身で守る
- ☐ 家族の安全は、家族みんなで守る
- ☐ 地域の安全は、地域ぐるみで守る

自主防災組織活動の3原則

- ☐ 楽しく参加できること
- ☐ 特定の住民や団体に偏らない組織であること
- ☐ 活動目標や活動内容が明確・適切であること

平常時の活動

- 1 防災訓練の実施
- 2 防災知識の普及・啓発
- 3 防災設備及び資器材等の点検
- 4 消火器・備蓄物資等の準備

災害時の活動

- 1 初期消火活動
- 2 避難誘導活動
- 3 救出救護活動
- 4 情報収集・伝達活動
- 5 給食給水活動
- 6 避難所管理運営活動

自主防災組織へのサポート

結成前

自主防災組織には、自治会を母体とする場合と、自治会とは別の組織をつくる場合があります。地域の安全、安心を守る自主防災組織を立ち上げる際に、どちらを選んだらよいかなどのご質問等がありましたら防災安全課までご相談ください。➤市 防災安全課

結成時

資器材等の助成➤市 防災安全課

結成後

防災訓練時のアルファ米等の提供➤市 防災安全課

防災訓練の知識・技術指導➤消防署

防災講習会の開催➤消防署

防火防災関係資料の配布➤消防署

- ・自主防災組織のぼり旗（5本）
- ・略帽（会長、副会長、各班長）（役員数）
- ・腕章（会長、副会長、各班長）（役員数）
- ・トランジスタメガホン（5個）
- ・粉末消火器（ABC-10型）（5本）
- ・救急箱（1箱）
- ・強力ライト（5個）
- ・担架（1台）
- ・拍子木（1組）
- ・救助工具箱セット（1セット）
- ・ヘルメット（役員数）
- ・粉末消火器の薬剤の詰替（随時）
- ・その他

（武蔵村山市自主防災組織活動資器材等助成要綱）

（参考）令和7年5月1日現在の自主防災組織結成状況

設立年	名 称	設立年	名 称
昭和59年	2 B 自 治 会 自 主 防 災 会	平成21年	緑が丘第9自治会自主防災会
昭和60年	向 山 自 治 会 自 主 防 災 会	平成21年	1 1 1 2 自 治 会 自 主 防 災 会
平成7年	伊 奈 平 自 治 会 自 主 防 災 会	平成22年	しののめ自治会自主防災会
平成9年	学 園 自 治 会 自 主 防 災 会	平成22年	8 B 自 治 会 自 主 防 災 会
平成10年	三 ッ 藤 自 治 会 自 主 防 災 会	平成23年	鍛 冶 ヶ 谷 戸 地 区 自 主 防 災 会
平成11年	緑が丘第 7 自治会自主防災会	平成23年	1 1 0 1 自 治 会 自 主 防 災 会
平成11年	日 の 出 自 治 会 自 主 防 災 会	平成24年	中 原 自 治 会 自 主 防 火 防 災 会
平成12年	大 南 自 治 会 自 主 防 災 会	平成25年	雷 塚 自 治 会 自 主 防 災 隊
平成16年	宿 自 治 会 自 主 防 災 会	平成25年	緑が丘第6自治会自主防災会
平成16年	中村第一自治会自主防災会	平成26年	むさしの宿舎自主防災会
平成16年	中村第二自治会自主防災会	平成26年	神 明 地 区 自 主 防 災 会
平成17年	岸 自 治 会 自 主 防 災 会	平成30年	横 田 自 治 会 自 主 防 災 会
平成18年	萩 の 尾 自 治 会 自 主 防 災 会	平成30年	マイホームランド玉川上水自治会自主防災会
平成19年	上 水 台 自 治 会 自 主 防 災 会	平成30年	原 山 自 治 会 自 主 防 災 会
平成19年	峰 自 治 会 自 主 防 災 会	令和 2 年	緑が丘第8自治会自主防災会
平成20年	谷 津 自 治 会 自 主 防 災 会	令和 4 年	12 ブロック自治会自主防災会
平成20年	大南五丁目自治会自主防災会		

自主防犯組織

自分たちの力で犯罪の発生に歯止めをかけることを目的に、自治会や商店会等の地域や任意の団体が連携して、防犯パトロール等を行い、犯罪の発生を未然に防ぐ活動を行う組織です。

結成方法

自治会やご友人等の中から、防犯に関心がある人を募ります。

人数が集まったら、代表者、団体名、活動内容等を決め、防災安全課へご連絡ください。▶市 防災安全課

自主防犯組織へのサポート

市では、「安全で安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けて、防犯パトロール活動を促進するため、防犯活動に必要な資器材の貸与や防犯関係資料の配布など、自主防犯組織への支援を行います。

【貸与品】（武蔵村山市自主防犯組織活動資器材等助成要綱）

- ・防犯腕章（5枚）
- ・強力ライト（5個）
- ・防犯ホイッスル（5個）
- ・保安指示灯（5本）
- ・防犯ベスト（5着）
- ・ジャンパー（5着）
- ・帽子（5個）
- ・その他

（参考）令和7年5月1日現在の自主防犯組織結成状況

設立年	名 称	設立年	名 称
平成15年	岸自治会防犯パトロール隊	平成19年	学 園 自 治 会 自 主 防 犯 会
平成15年	雷塚自治会防犯パトロール隊	平成21年	残堀生活安全パトロール隊
平成15年	大南自治会防犯パトロール隊	平成24年	五中コミュニティ・スクール
平成16年	大 南 五 丁 目 自 治 会		五中校区防犯対策連絡会
平成17年	10ブロック自治会防犯パトロール隊	平成28年	緑が丘第6自治会登下校見守隊
平成17年	三ツ藤自治会防犯パトロール隊	令和7年	ホワイトベース防犯ボランティア

③市からの依頼（回覧と各種委員）

1. 回覧

毎月15日に、文書の回覧をお願いしています。

現在は、多くの情報をテレビ、新聞、インターネットなどで知ることができますが、自治会を通じた回覧板や近隣の方からの口コミ情報は、地域の情報源として重要です。

市の文書以外にも、学校、官公署や工事業者などからの回覧を依頼する場合があります。

2. 各種委員

市では、地域の皆さんの貴重なご意見を行政に取り入れるため、市民参加による委員会・協議会等の運営を行っています。

公募委員候補者名簿から、委員会・協議会等の委員就任を依頼するなど、自治会への負担がないよう工夫をしていますが、自治会から委員を推薦していただく場合もあります。

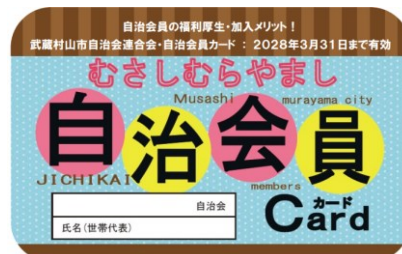
❀第2章【自治会への補助・サポート】

①自治会連合会の補助・サポート

○自治会員カード

自治会員カードをご利用ください！

武蔵村山市自治会連合会は、自治会員の福利厚生を充実させるため、協力店において自治会員カードを提示すると、各種優遇サービスを受けることができる制度を開始しています。（令和10年3月31日まで有効）



○利用できる方

武蔵村山市自治会連合会へ加盟している自治会の会員

武蔵村山市自治会連合会			
鍛冶ヶ谷戸	馬場	伊奈平	平和台第一
谷津	横田	岸	平和台第二
入り	三ツ藤	中原	大南
神明	村山道下	日の出	マイホームランド玉川上水
原山	山王森	新海道	上水台
原山第一	峰	雷塚	大南五丁目
萩ノ尾	後ヶ谷戸	学園	
中村第一	宿	むさしの宿舎	
中村第二	残堀	しののめ	

自治会員カードは、各自治会長を通じて配布しています。

○協力店募集中

この事業に協力し、自治会員優遇サービスを提供して下さる企業・事業者を随時募集しています。

協力店には、自治会員に対し、お店のコマーシャル等をいたします。

ご協力いただけそうなお店がありましたら、協働推進課へご連絡ください。

（参考）市ホームページ：

ページ番号「1006337」武蔵村山市自治会連合会

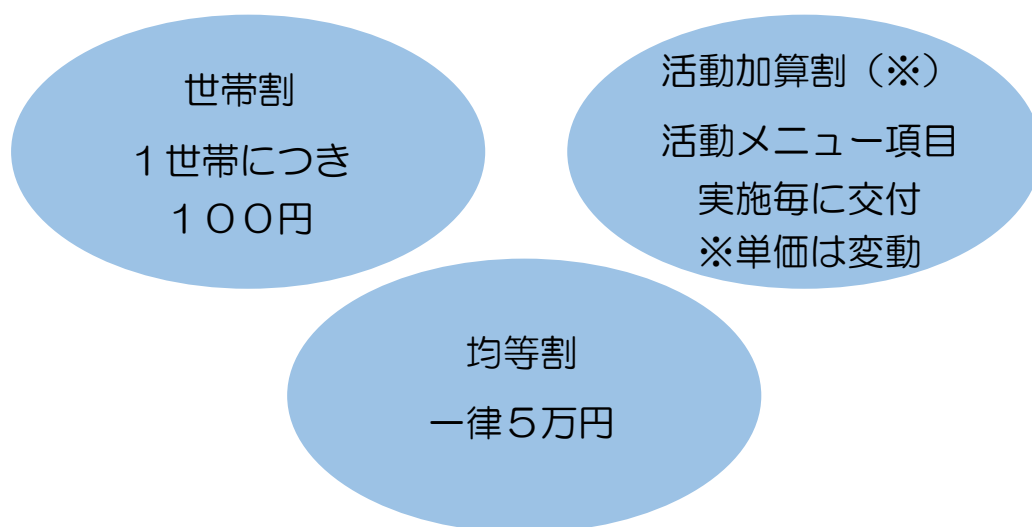
自治会員カードや協力店のメリット等の詳細はこちらから→



②-1 市からの補助・サポート（補助金）

①自治会活動費補助金 ●協働推進課（市役所2階 内線243）

良好な地域社会の維持及び形成に役立てていただくため、自治会が行う活動に対して補助金を交付します。



※活動加算割

- ◆市で用意した地域活動促進のための活動メニューを行っていただいた場合に補助金を交付します。
- ◆補助対象となる活動メニュー1つずつに、補助金額が加算されます。
多くの活動をしていただくほど、多くの補助金額が交付される仕組みです。
- ◆補助金額は、各自治会で行っていただく活動メニューの合計数で決定（変動）します。

活動加算割の補助対象となる自治会活動項目

令和7年度版

一部の自治会活動項目では、補助金の交付条件である必要実施回数が令和6年度と比較して増えているほか、新たに2つの自治会活動項目を追加しましたので御注意ください。

また、いずれの活動についても、活動中の様子が分かるよう、必ず写真撮影をしてください。実績報告時に、写真を提出していただきます。

なお、実績報告時のトラブルを避けるため、必ず次のページの「活動や写真撮影に当たっての注意点」を御確認ください。

自治会活動項目	想定している活動内容	条件・注意事項	
①自治会防災訓練	消防署や消防団と協力して、消火器・避難行動・煙体験・救命講習会などの 自治会独自 の防災訓練を実施する。	年1回以上	いずれも、1月末までに実施すること
②防犯パトロール	誘導灯、拍子木などを持って地域のパトロールを 定期的 に実施する。	年4回以上	
③地域の清掃活動	自治会区域内の清掃及びごみ拾いを 定期的 に行う。	年4回以上	
④側溝清掃	地域内の側溝清掃を自主的に実施する。	年1回以上	
⑤高齢者などの見守り活動等	一人暮らしの高齢者・障害者など、孤立しがちな家庭を中心に訪問を行い、 継続的な安否確認や交流 を図る。	年3回以上	
⑥登下校の見守り	小学生が登下校する時間帯に、横断歩道や通学路において子どもの安全・安心を見守る。	1週間程度継続	
⑦地域団体連携事業	自治会の活動を行うに当たり、 PTA、老人会等の地域団体 と連携して自治会活動を実施する。活動内容は問わない。	年1回以上	
⑧加入促進事業	④加入促進チラシを非会員に配布し、自治会加入を勧める。（チラシは市から提供することも可能） ⑥定期的に広報誌やブログで情報を発信し、自治会活動や加入促進につなげる情報を非会員にも周知する。	年1回以上	
⑨健康増進事業	自治会で健康増進活動（ミニ運動会・体操・ウォーキング等）を実施する。	年2回以上	
New!! ⑩多文化共生につながる事業	④地域の外国人市民に向けて、自治会のイベントのチラシや加入促進チラシを「やさしい日本語」を活用して作成し、配布等する（市の掲示板への掲示も可能）。 ⑥自治会のイベント・会議等で、「やさしい日本語」についてのチラシを自治会員に配布し、「やさしい日本語」の普及を行う（チラシは市から提供することも可能）。 ※「やさしい日本語」とは、日本語に慣れていなくても理解しやすいように、文法や表現を簡単にした日本語を指します。	年1回以上	
New!! ⑪自治会活動のデジタル化につながる事業	④Google フォーム等を活用し、自治会のイベント参加や加入申込みがオンラインでもできるようにする。 ⑥デジタル回覧板の活用（試験的な運用でも可能）	年1回以上	

活動や写真撮影に当たっての注意点

以下は活動や写真撮影に当たっての注意点を記載したものです。
 この他に御不明な点がある場合は、協働推進課（内線243）まで御連絡ください。

自治会活動項目	活動や写真撮影に当たっての注意
①自治会防災訓練	- 自治会独自の活動を行うことが必要であり、<u>市が実施する防災訓練への参加や防災施設の利用のみでは対象外</u>です。 - ただし、防災施設の利用後、自治会員で集まって地域の避難場所の確認を行ったり、自治会から備蓄物資の配布を行ったりしている場合は、自治会独自の活動として認められ対象となります。その場合、<u>実績報告用に必ず自治会独自の活動をしている際の写真を撮影してください。</u> <u>防災訓練のチラシや看板の写真のみの提出は実績報告として認められません。</u>
③地域の清掃活動	<u>芝刈りは補助対象の活動に含まれません。</u> - 対象となるのは自治会として行う清掃活動であり、<u>個人が行う清掃活動は対象外</u>です。 - 市が管理する道路等への不法投棄を発見した場合は、<u>ごみ対策課（内線 294）</u>まで御連絡ください（ただし、私有地等の市以外が管理する土地は除く。）。
④側溝清掃	市に泥等の回収を依頼する場合は、回収を希望する1週間前までに<u>道路下水道課（内線 263）</u>まで御連絡ください。
⑤高齢者などの見守り活動等	<u>回覧を回しただけでは対象外</u>です。必ず安否確認や交流を行ってください。 <u>地域にお住いの高齢者や障害者等が見守り活動の対象</u>です。福祉施設等への見守り訪問等は対象外です。 - 可能な限り、見守り対象となる方が写っている写真を提出してください。
⑦地域団体連携事業	<u>共催・共同によって実施する事業が対象</u>です。<u>他団体主催のイベントに、自治会が参加するだけでは対象外</u>です。 - 地域団体の具体例は、PTA、老人会、子ども会、地元のスポーツクラブ、ボランティア団体等です。ただし、<u>自治会の内部組織との連携事業は対象外</u>です。
⑧加入促進事業	- 活動の性質上、<u>自治会員のみを対象とした事業は対象外</u>です。必ず非自治会員を巻き込んだ活動をしてください。 - 非自治会員へのチラシ配布は対象ですが、<u>チラシを配布している際の写真や投函している写真の提出が必要</u>です（<u>チラシの写真のみの提出は対象外</u>）。
⑨健康増進事業	<u>市や市が補助金を支出している団体が主催する事業への参加は対象外</u>です。 例：地区ふれあいスポレク大会、栄村駅伝大会、歩け歩け大会等
⑩多文化共生につながる事業	- チラシ作りに当たって、完璧な「やさしい日本語」を意識していただく必要はありません。また、協働推進課（内線 243）に相談することも可能です。 - 市の掲示板にチラシを掲示する際は、秘書広報課の許可を得る必要があります。 - 自治会のイベント等で「やさしい日本語」の普及を行った際は、<u>普及活動中の写真を必ず撮影してください。</u>
⑪自治会活動のデジタル化につながる事業	写真撮影に当たっては、自治会活動にデジタルを活用していることがわかるような写真を撮影してください。 例：オンラインの申込フォームの受付確認画面を見ている様子の写真、デジタル回覧板を投稿している写真等

補助金の流れ

6月

1月末

自治会

《申請》

この段階では活動加算補助金額が未定です。
均等割・世帯割・活動加算割を申請してください。

- * 提出書類
 - ・自治会活動費補助金交付申請書
- * 添付書類
 - ・事業計画及び予算が記載された議案書等
(概算払の場合)
 - ・請求書
 - ・概算払申請書
 - ・口座振替依頼書

自治会

《報告》

事業が完了したら速やかに実績報告を提出してください。

- * 提出書類
 - ・自治会活動費補助事業実績報告書
 - ・補助事業等報告書
- * 添付書類
 - ・活動加算割事業実施写真
 - ・請求書
 - ・口座振込依頼書
 - ・事業報告及び会計報告が記載された議案書(案)等

市

補助金額の決定、通知

申請内容を審査します。また、活動加算の申請件数を基に1件当たりの加算額を決定し、各自治会に通知します。

- * 市からの送付書類
 - ・補助金等交付決定通知書

この補助金は、各自治会から提出された申請件数によって決定します。
よって、各自治会が補助金を申請する段階では加算金額は未定です。申請を受理し、市から自治会長へ送る決定通知において金額を通知いたします。

市

補助金額の確定、通知

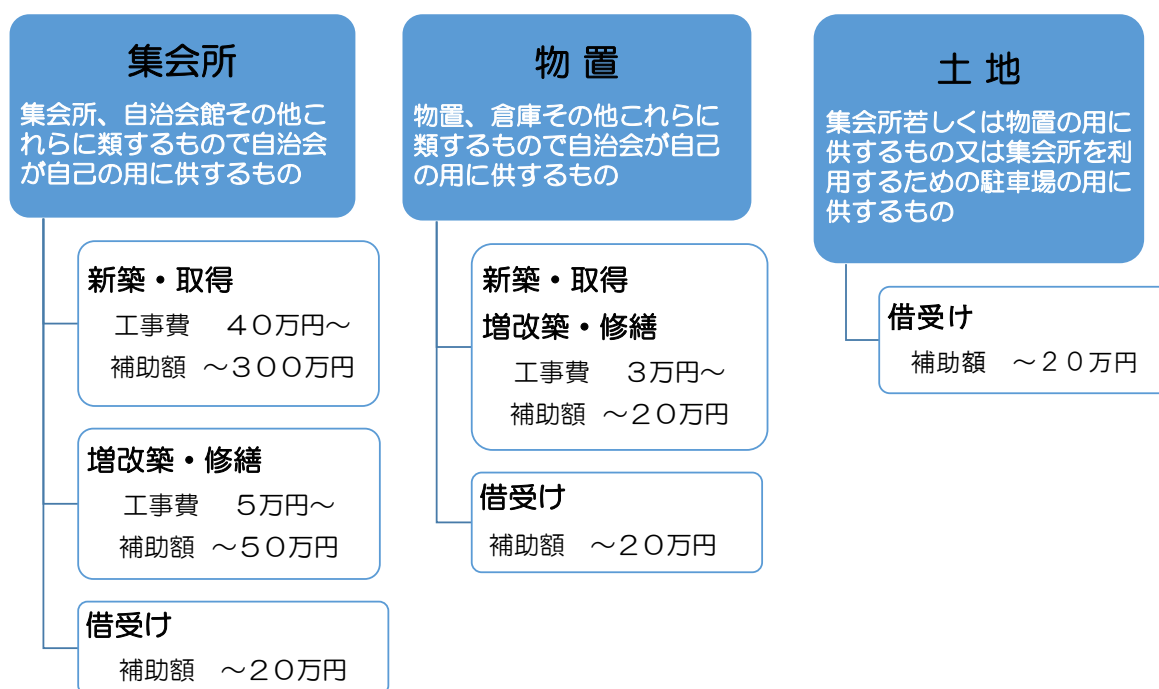
実際に実施した活動の報告内容を審査し、補助金額を確定して、自治会長に通知します。また、自治会指定の口座に補助金を振り込みます。

なお、概算払の場合、報告内容が市の想定する活動として認められなかった際に返金していただくことがありますので、ご了承ください。

- * 市からの送付書類
 - ・補助金等交付確定通知書

②自治会集会所建設費等補助金 ●協働推進課（市役所2階 内線243）

自治会活動が円滑に行われるように、自治会が行う集会所・物置の新築、取得、増改築、修繕又は土地・建物の借受けに要する経費に対して、補助金を交付します。



※補助率は全体に係る経費の2分の1（1,000円未満切り捨て）です。

4月～

3月末

自治会

《申請》

- * 提出書類
 - ・自治会集会所建設費等補助金交付申請書
 - * 添付書類
 - ・補助事業の収支予算書 ・事業計画書（概算払の場合）
 - ・概算払申請書及び請求書
- 加えて、

対象経費	添付書類
集会所又は物置の新築若しくは増改築	(1) 建築確認申請書（概要書）の写し (2) 建築確認申請書（図面）の写し (3) 着手前の写真 (4) 工事請負契約書又は見積書の写し
集会所又は物置の取得若しくは修繕	(1) 着手前の写真 (2) 取得に係る見積書の写し又は修繕に係る契約書若しくは見積書の写し
土地又は建物の借受け	契約書の写し

自治会

《報告》

- 事業が完了したら速やかに実績報告書を提出してください。
- * 提出書類
 - ・自治会集会所建設費等補助事業実績報告書
 - * 添付書類
 - ・補助事業の収支決算書
- 加えて、

対象経費	添付書類
集会所又は物置の新築若しくは増改築	(1) 検査済証の写し (2) 竣工後の写真 (3) 工事請負費領収書の写し (4) 登記事項証明書の写し
集会所又は物置の取得若しくは修繕	(1) 竣工後の写真 (2) 取得又は修繕に係る費用の領収書の写し
土地又は建物の借受け	領収書の写し

市

補助金額の決定、通知

申請内容を審査し、審査結果を申請自治会に通知します。概算払の場合は、自治会指定の口座に補助金を振り込みます。

- * 市からの送付書類
 - ・補助金等交付決定通知書

市

補助金額の確定、通知

報告内容を審査し、補助金額を確定して、申請自治会に通知します。

- * 市からの送付書類
 - ・補助金等交付確定通知書

③資源回収奨励金 ●ごみ対策課（市役所2階 内線292～294）

令和4年度から、対象団体の世帯数を20世帯から5世帯に緩和しました。

武蔵村山市では、廃棄物の発生の抑制及び資源の再利用の促進を図ることを目的に、資源回収奨励金を交付しています。

市内の一般家庭から分別された資源物を回収業者に引き渡した量に対して奨励金を交付するものです。

●奨励金交付対象団体

自治会やPTA、婦人会、子ども会、老人会等、市内の地域住民で組織する団体、営利を目的としない市内の団体で、5世帯以上で構成された団体

●必ず守ってほしいこと

- 1 市内の一般家庭から分別して排出された資源であること。
- 2 市の集積所から取り出した資源でないこと。
- 3 商店や工場、事務所などの事業所から排出された資源でないこと。

●申請方法

1. 市への団体登録（毎年度登録が必要です）

〈提出書類〉	①資源回収団体登録申請書 ②債権者登録兼支払金口座振替依頼書 ③団体に加入する地域住民の名簿又は対象団体であることが明らかになる書類（総会資料、議案書など）
〈必要な物〉	①代表者の印鑑（ゴム印、スタンプ印は不可。欠けなどがなく、印影が鮮明に確認できるもの） ②奨励金振込先の金融機関の口座番号、口座名義が確認できるもの（通帳等）

2. 奨励金の申請（複数回行った資源回収であってもまとめて申請できます）

〈提出書類〉	①資源回収奨励金交付申請書兼請求書（印影のカラーコピー不可） <u>※債権者登録兼支払金口座振替依頼書で使⽤した印鑑を押印してください。</u> ②内訳書 ③資源回収業者が発行する引渡⾊、引渡⾊が記載してあり、資源回収業者の社印押印済みの伝票（コピー不可）
--------	---

※ 資源回収実施後、回収業者に引き渡した日から数えて60日以内、又は令和8年3月31日のうちいずれか早い日までに申請してください。

●注意事項

- * 事業系ごみの混入がある場合、奨励金交付決定等の取消しや、既に交付を受けた分についても返還を求める場合があります。
- * 消えてしまうような筆記具類（鉛筆、摩擦熱で文字が消えるボールペン等）は判読が不明になるため使用できません。
- * 計算違い、記入漏れなどは修正液・修正テープ等は使用せず二重線で抹消後に訂正印を押印のうえ正しくご記入ください。

●対象となる資源と奨励金単価

品目	単価	備考
紙 類	1キログラムにつき8円	新聞・雑誌・雑紙・段ボール等
布 類		衣類・古着等
鉄 類		スチール缶・鉄製品等
アルミ類		アルミ缶・アルミ製品等
びん 類		一升びん・ビールびん（大びんに限る）。 一升びんは1本につき1kg、ビールびんは1本につき0.6kgとして算定します。 ※業者へ引き渡した際、受け取る伝票に、引き渡したびんの本数が記載してあることを、必ずご確認ください。
その他雑品類		かばん・ベルト・ぬいぐるみ
ペットボトル	1リットルにつき8円	
廃食用油		



②-2 市からの補助・サポート（物品レンタル）

①AED ●防災安全課（市役所3階 内線333）

- 各種行事等を行う団体に対し、AED（自動体外式除細動器）の貸出しを行っています。

貸出条件 ○ 市内で活動を行っている団体で、おおむね10人以上の参加が見込まれるもの。

○ 医師、保健師、看護師又は東京消防庁が実施する普通救命講習を受講した方が配置されること（救命技能認定証をお持ちの方がいれば大丈夫です。）。

貸出期間 原則7日以内

貸出料金 無料

申 込 使用する日の2か月前から1週間前（土日、祝日を除く）まで受け付けます。

AEDとは



高性能の心電図自動解析装置を内蔵した医療機器で、心電図を解析し除細動（電気ショック）が必要な不整脈を判断します。除細動が必要ない場合にはボタンを押しても通電されないなど、安全に使用できるように設計されています。

②草刈機 ●環境課（市役所2階 内線295・296）

- 空地等の管理の適正化を図り、市民の生活環境を良好に保全するために、草刈機の貸出しを行っています。

利用資格 市内に空地等を所有しているか、管理している方

貸出期間 3日以内

貸出料金 無料（ただし、草刈機の運転に要する燃料費は、借受者の負担になります。）

③太鼓・もちつき用具 ●文化振興課（市役所第二庁舎2階 内線652）

●市内の団体活動の活性化を図るため、太鼓及びもちつき用具の貸出しを行っています。



貸出期間 3日以内

使用料 無料

申込 使用する日の属する月の2か月前の月の初日から受け付けます。

＊ 太鼓と餅つき用具のいずれについても、1団体一式の貸出しになります。

○太鼓

面の直径	胴回り
45センチ	170センチ
48センチ	185センチ
48センチ	190センチ

○もちつき用具

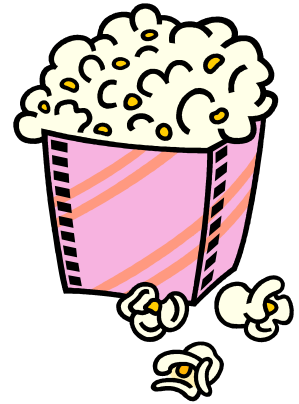
品名	数量	規格
うす	2	内寸 尺2～3寸（36～39センチ） 材質 けやき
きね	大4／小4	大：3.5寸（10.5センチ）材質 けやき 小：2.5寸（7.5センチ）材質 けやき
セイロ	6	丸型すいた付き 30センチ
ふた	2	33センチ
かま	2	30センチ（4升）
かまど	2	鋳物 ひっつい型（5升）かまづば付き
エントツ	2	かまど用

④綿菓子機・ポップコーン機

●社会福祉協議会（市民総合センター2階
042-566-0061）

●地域福祉活動の活性化を目的に、各種団体イベント用機器の貸出しを行います。

自治会主催の夏祭りや老人クラブ主催の敬老会などにお使いください。



貸出期間 原則4日間

使用料 無料

申込 3か月前の月の初日から受け付けます。

お電話で予約の上、所定の申請書に必要事項を記入し、申込みをしてください。

貸出順位 予約を含め申込順

＊ 1団体につき綿菓子機、ポップコーン機の各1台（計2台）までとします。

ただし、夏季（7・8月）は、利用が集中するため、1団体につき、綿菓子機又はポップコーン機のどちらか1つに限らせていただきます。

②-3 市からの補助・サポート（保険）

○武蔵村山市市民活動補償制度 ●協働推進課（市役所2階 内線243）

武蔵村山市では、多くの方々が自治会活動やボランティア活動などの様々な市民活動を行っています。

「武蔵村山市市民活動補償制度」は、公益性のある各種市民活動を行う市民の方に安心して活動を行っていただけるように、活動中に起きた損害賠償責任事故や傷害事故を補償する制度です。

自治会が独自で加入している保険や行事保険とは補償内容が異なりますので、ご注意ください。疑問点等がありましたら、協働推進課へお問合せください。

●補償の対象者 市民活動団体等の指導者等（※1）・市民活動団体等が行う市民活動の従事者（※2）

※1 市民活動団体等において、市民活動の計画立案及び運営の指導的地位にある方若しくはこれに準ずる方又は市民活動の遂行に責任を負う方をいいます。なお、原則として、報酬や謝礼を得て活動している場合は対象外となります。

※2 活動の見物人や会場への来場者等は除きます。

●補 償 の 内 容

- 1 損害賠償責任事故
- 2 傷害事故
- 3 特定疾病事故

●保 険 期 間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

●手 続 事前手続は不要です（保険自体には、市で加入済み。）。
該当する事故が発生した場合、協働推進課へご連絡ください。書類をお渡しします。

●補償の限度額

損害賠償責任補償		傷害補償	
1 身体賠償	1人につき1億円 1事故につき3億円	1 死亡補償	300万円
2 財物賠償	1事故につき300万円	2 後遺障害補償	300万円
3 保管者賠償	1事故につき100万円	3 入院補償	1日3千円（上限180日）
4 業務外個人行為事故賠償	1事故につき2億円	4 手術補償	手術の種類による
		5 通院補償	1日2千円（事故の日から180日までの間で上限90日）

（参考）市ホームページ：
ページ番号「1006263」武蔵村山市市民活動補償制度
補償内容等の詳細は、パンフレットに記載しています。



②-4 市からの補助・サポート（その他）

①市の掲示板の利用 ●秘書広報課（市役所3階 内線 314・315）

市からのお知らせや官公署からのポスター等を掲示して皆さんにお知らせするため、市内各所に掲示板を設置しています。

この掲示板には、これらの掲示物を掲示するのに支障がない範囲で、市民相互の情報提供のためのポスターを掲示することができます。掲示できる期間は原則 15 日以内です。ぜひ、自治会やコミュニティ活動のお知らせにご活用ください。

利用方法

- 1 秘書広報課窓口で「掲示板使用許可申請書」に必要事項を記入し、申請をする。
- 2 掲示板に貼るポスター全てに検印を受ける。
- 3 検印を受けたポスターを掲示する。
- 4 掲示期間が過ぎたものは、必ずはがしてください。

掲示等は、ご自身でお願いします。

注意 !

次のようなポスター等は、掲示できません。

- 1 公の秩序・善良な風俗を乱すもの
- 2 政治活動又は宗教活動のもの
- 3 営利を目的としたもの

「許可を受けてから掲示を！
武蔵村山市」

と書いてある緑色の掲示板が、市が設置しているものです。青色の掲示板は、さくらホール（市民会館）が設置しているものです。お間違いのないようご注意ください。



②自治会加入促進 ●協働推進課（市役所2階 内線243）

自治会は、地域の皆さんが「住みやすい地域をつくる」ために自主的に組織された団体です。

地域の自主性や結束力を高め、安全で安心な暮らしをしていくためには、その区域にお住まいの皆さんに、できるだけ自治会活動に参加していただき、交流を深めることが大切です。

市では、自治会加入促進のお手伝いをいたします。

「自治会活性化と加入促進に向けた提言」のご紹介

今後の自治会のあり方について調査研究するため、自治会活動の向上及び活性化について関心を持った方が集まり、「地域の絆・自治会あり方研究会」を立ち上げ、自治会の取組や課題についてまとめた提言書を作成しました。

提言書は市ホームページからダウンロードできますので、是非ご覧ください。

[トップページ](#) > [くらし](#) > [市民協働・国際交流・男女共同参画](#) > [自治会](#) >

[武蔵村山市自治会連合会](#) > [自治会活性化と加入促進に向けた提言](#)（ページ番号：1006331）



市では、平成25年度から、毎年6月を「自治会加入促進月間」に設定し、自治会加入の案内チラシの配布や市役所1階ロビーでの自治会パネル展を行っています。

また、外国の方に自治会に興味を持ってもらうため標語を作成し、市役所北玄関から2階協働推進課を見上げるとご覧いただけるようにしています。

令和7年度自治会加入促進月間事業

- ・ 内容：市内自治会から提供いただいた自治会報等を市役所1階ロビーで展示し、市内自治会活動の周知します。
- ・ 日時：令和7年6月16日（月）から令和7年6月27日（金）まで
- ・ 場所：市役所1階ロビー

自治会加入のご案内

自治会は、自分達の住む地域のことを考え、防災訓練や、子ども達の登下校の見守り、ごみ拾いなどを行っています。

また、「顔見知りが増えれば地域の犯罪が減り、笑顔が増える」と期待し、例年、交流を深める様々なイベントを行っています。

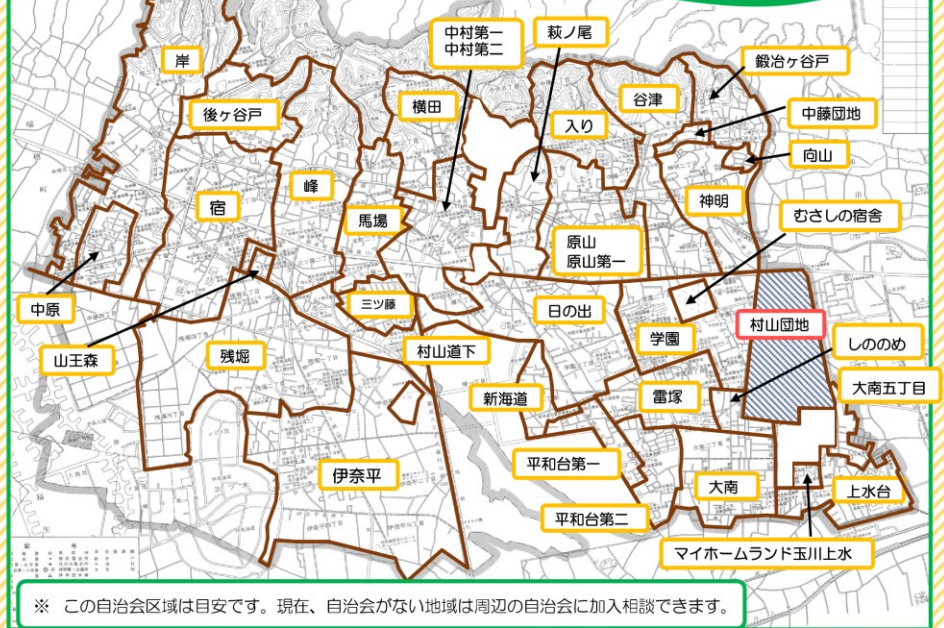
自治会って何をしているのか分からない…そんな方は、まずは、自治会の楽しいイベントに顔を出してみたいかがでしょうか。

武蔵村山市では、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するために、自治会への加入を勧めています。



武蔵村山市自治会区域図

あなたの加入する自治会はどこでしょう？



※ この自治会区域は目安です。現在、自治会がない地域は周辺の自治会に加入相談できます。

自治会への加入を希望する方は、市役所協働推進課（2階）へ電話、メール、下記の申込書を持参・FAX いずれかの方法でお申込みください。

【問合せ先】

武蔵村山市協働推進課

電話 042-565-1111（内線 243）

FAX 042-563-0793

メール kyodo@city.musashimurayama.lg.jp

自治会加入申込書（申込日 年 月 日）

世帯主の氏名（ふりがな）	()
住所	〒 武蔵村山市
電話番号	

❁自治会活動の紹介❁

自治会の年間行事

参考例です。自治会によって内容は異なります。

春

4月 桜まつり・花見・入学祝い
5月 クリーン作戦・グラウンドゴルフ大会
6月 資源回収・茶話会

夏

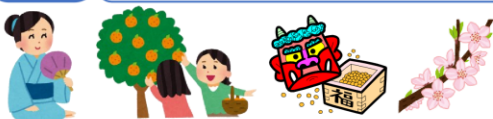
7月 神輿・交通防犯映画会・ラジオ体操
8月 盆踊り大会・防犯パトロール
9月 長寿祝い・防災訓練・親睦旅行

秋

10月 スポレク大会・デエダラまつり参加
11月 芋煮会・みかん狩り
12月 市民駅伝

冬

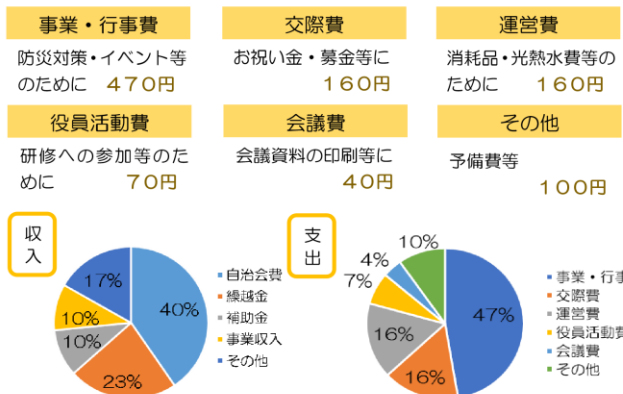
1月 もちつき大会・キンボール大会
2月 節分
3月 救急講習会・防災訓練



自治会費 1,000円 の使い道

令和3年度予算を元にした参考例です。実際には、自治会によって異なります。

自治会の方が支払う会費が、どのようなことに、いくら使われているのか、総額を1,000円として換算しました。



市内の自治会数は？

54自治会です。

どの自治会に入りたい？

表側の区域図からお住まいの地域をお探してください。

または、市役所へお問い合わせください。

自治会についてもっと知りたい



（市ホームページ
ページ番号「1000382」）

自治会加入申込書裏面（表側にご記入ください。）

※ 加入希望者の方には、近日中に、自治会役員から連絡があります。それまでお待ちください。

※ 記入された情報は、自治会活動の目的以外には使用しません。

③-1 東京都からの補助・サポート（補助金）

○地域の底力発展事業助成

東京都では、地域活動の担い手である町会・自治会が主催して行う地域の課題を解決するための取組（催し・活動等）を支援するため、事業助成を行っています。申請には、東京都への事前相談が必要です。

助成金額

自治会が単独で実施する場合	上限 20 万円
単一自治会が他の地域団体と連携して実施する場合	上限 30 万円
複数の単一自治会が共同して実施する場合	上限 50 万円

申請時期

募集回	申請書受付期限	交付決定時期	申請できる事業の実施時期
第1回	3月 5日（水）	4月上旬	4月 1日以降
第2回	4月30日（水）	7月上旬	7月10日以降
第3回	7月30日（水）	10月上旬	10月10日以降
第4回	9月30日（水）	12月上旬	12月10日以降

助 成 率 助成対象経費の10/10 又は 1/2

そ の 他 詳しくは、2月に配布した「東京都地域の底力発展事業助成ご案内（ガイドライン・事例集）」をご覧ください。東京都のホームページをご参照ください。

問合せ先 東京都 生活文化局 都民生活部 地域活動推進課

電 話 03-5388-3166

F A X 03-5388-1331

メー ル S1121202@section.metro.tokyo.jp

U R L https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/chiiki_tabunka/chiiki_katsudo/chiikiriyoku/0000000717.html



③-2 東京都からの補助・サポート（講師派遣・支援）

①講師おまかせスマホ教室

都内に所在する町会・自治会（単一町会・自治会又は連合組織）が主催して行う「スマホ教室」に講師を派遣する事業を実施しています。

問合せ先 東京都 生活文化局 都民生活部 地域活動推進課

電 話 03-5388-3166

F A X 03-5388-1331

メール S1121202@section.metro.tokyo.jp

U R L https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/chiki_tabunka/chiki_katsudo/chiikiriyoku/0000001647.html



②まちの応援プロボノチーム・まちの情報発信講座

企業の社員等の業務経験やスキルを活かしたボランティア活動「プロボノ」の仕組みを取り入れた「まちの応援プロボノチーム」・「まちの情報発信講座」により、積極的に取り組む町会・自治会の活動を支援しています。

問合せ先 公益財団法人東京都つながり創生財団 共助推進課

電 話 03-6258-1235

U R L https://www.tokyo-tsunagari.or.jp/chokai/support_information/probono_pi/



これらの事業を活用される場合は、ぜひ協働推進課までご一報ください！
市からの取材が可能であれば、自治会の取組事例として市ホームページで紹介できます。

❀第3章【参考】

①自治会情報メール

平成27年12月から、市民に向けた新たな自治会情報のお知らせ手段として「自治会情報メール」の配信を行っています。

登録した携帯電話に、自治会活動やイベントについての情報をメールでお届けします。

夏祭り等、配信してほしい自治会イベント情報がありましたら、協働推進課までお問合せください。

《自治会情報メールの受信方法》

QRコード又はメール送信画面から《 musashi@req.jp 》へメールを送信してください。件名及び本文は空欄のままで結構です。数分後にメールが送信されますので、登録手続きを行ってください。

[トップページ](#) > [くらし](#) > [市民協働・国際交流・男女共同参画](#) > [自治会](#) > [自治会情報メール](#)（ページ番号：1000383）



②個人情報の保護等

「「個人情報保護法」をわかりやすく解説 個人情報の取扱いルールとは？」（令和7年2月）
政府広報オンラインより抜粋

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201703/1.html>

仕事や学校、町内会・自治会や同窓会などの活動で、名簿を作成するために誰かの名前や連絡先などの「個人情報」を集めたことはありませんか。役所などの公的機関や企業はもちろん、皆さんも身近なところで個人情報を取り扱う機会があるかもしれません。個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利や利益を守ることを目的とした「個人情報保護法」は、国の行政機関や独立行政法人、地方公共団体などはもちろん、個人情報を取り扱う全ての事業者や組織が守らなければならない共通のルールです。

個人情報は、保護と活用のバランスが大切です。

自治会等の地域社会における個人情報についても、適切な取扱いを心掛けましょう。

個人情報とは

個人情報保護法において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日、住所、顔写真などにより特定の個人を識別できる情報をいいます。

これには、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものも含まれます。例えば、生年月日や電話番号などは、それ単体では特定の個人を識別できないような情報ですが、氏名などと組み合わせることで特定の個人を識別できるため、個人情報に該当する場合があります。

個人情報保護法とは

氏名や性別、生年月日、住所などの情報は、個人のプライバシーに関わる大切な情報です。一方、それらの情報を活用することで、行政や医療、ビジネスなど様々な分野において、サービスの向上や業務の効率化が図られるという側面もあります。

そこで、個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利や利益を守ることを目的として、個人情報を取扱う上でのルールを「個人情報保護法」（正式名称：個人情報の保護に関する法律）で定めています。



③市役所の連絡先

1 市役所の住所・電話番号

	住 所	電 話
市役所	本町1-1-1	042-565-1111（代表）
緑が丘出張所	緑が丘 1460 1104号棟 1階	042-564-1234

2 主な問合せ先

項 目	内 容	問合せ先	
		課 名	電 話
街 頭 消 火 器	災害時に使用した場合、破損やいたずらを発見した場合	防災安全課	内線 334
ご み の 収 集	行事等のごみを出す場合	ごみ対策課	内線 292～294
動 物 の 死 体 処 理	飼い主が不明な犬・飼い主のいない猫等の死体を見つけた場合	ごみ対策課	内線 292～294
募 金 ・ 義 援 金	募金や義援金についての相談	福祉総務課	内線 153
公 園 等 の 使 用	集会・行事のために公園等を使う場合や、民間遊び場の砂入れ及び施設修繕を行う場合	環 境 課	内線 262・269
市 道 の 補 修	道路の補修、ガードレールの破損等を見つけた場合	道路下水道課	内線 263
防犯灯・道路反射鏡の補修	点灯していない防犯灯などに気付いた場合や、道路反射鏡の向きや破損など修繕しなければならないものに気付いた場合	道路下水道課	内線 263



「自治会ハンドブック」令和7年度版

令和7年5月

武蔵村山市 協働推進部 協働推進課 協働推進係
〒208-8501 武蔵村山市本町一丁目1番地の1
電話 042-565-1111（内線243）